

平成 25 年 度

朝倉市個別排水事業特別会計補正予算

第55号 議案

平成25年度 朝倉市個別排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度朝倉市の個別排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ474千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年 6月13日 提出

朝倉市長 森田俊介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
6 繰入金		99,802	△474	99,328
	1 繰入金	99,802	△474	99,328
歳入	合計	264,920	△474	264,446

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 下水道事業費		229,315	△474	228,841
	1 建設事業費	71,689	△77	71,612
	2 維持管理費	157,626	△397	157,229
歳 出	合 計	264,920	△474	264,446

平成 25 年 度

朝倉市個別排水業特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	99,802	△474	99,328
歳入合計	264,920	△474	264,446

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 下水道事業費	229,315	△474	228,841	0	0	0	△474
歳出合計	264,920	△474	264,446	0	0	0	△474

2. 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	95,689	△ 474	95,215	1 一般会計繰入金 (個別排水処理施設)	△ 474	【都市建設部下水道課】 職員給繰入金 (個別) △ 474
計	99,802	△ 474	99,328			

3. 歳出

(款) 2 下水道事業費

(項) 1 建設事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 個別排水処理施設事業費	71,689	△77	71,612	0	0	0	△77	2 給料 4 共済費	△64 △13	
計	71,689	△77	71,612	0	0	0	△77			

(款) 2 下水道事業費

(項) 2 維持管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 個別排水処理施設維持管理費	157,626	△397	157,229	0	0	0	△397	2 給料 4 共済費	△326 △71	
計	157,626	△397	157,229	0	0	0	△397			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	3	0	8,546	7,366	15,912	2,904	18,816	
補 正 前	3	0	8,936	7,366	16,302	2,988	19,290	
比 較	0	0	△ 390	0	△ 390	△ 84	△ 474	

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 ・ 勤 勉 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	3,310	432	0	90	258	0	1,200	120	0	0	1,956
	補 正 前	3,310	432	0	90	258	0	1,200	120	0	0	1,956
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 390	給与削減措置による減少分	△ 390	給料の減	給与削減の状況 給料削減率 △ 5.83% (平均) 実施時期 平成25年 7月 1日

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職
平成25年6月1日現在	平均給料月額(円)	237,233
	平均給与月額(円)	258,400
	平均年齢(歳)	30.10
平成25年1月1日現在	平均給料月額(円)	171,633
	平均給与月額(円)	182,000
	平均年齢(歳)	23.4

※平均給与月額的基础額(給料・扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・管理職手当)

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	職員数(人)	構成比(%)	
平成25年6月1日現在	1 級	2	66.7
	2 級	0	0.0
	3 級	0	0.0
	4 級	1	33.3
	5 級	0	0.0
	6 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	計	3	100.0
平成25年1月1日現在	1 級	3	100.0
	2 級	0	0.0
	3 級	0	0.0
	4 級	0	0.0
	5 級	0	0.0
	6 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	計	3	100.0

イ 初任給

(単位:円)

	区 分	一般行政職	国の制度
			一般行政職
補正後	高校卒	144,500	140,100
	大学卒	172,200	172,200
補正前	高校卒	144,500	140,100
	大学卒	172,200	172,200
比較	高校卒	0	0
	大学卒	0	0

※国の制度は給与改定特例法による減額措置がない場合の金額

(級別の標準的な職務内容)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	職務の名称
1 級	主事の職務
2 級	主査の職務
3 級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして規則で定める職の職務 2 係長、保育所長及び主任主査の職務
4 級	1 係長、保育所長及び主任主査で相当の経験を有する者の行う職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして規則で定める職の職務 2 課長補佐、次長及び参事補佐の職務
5 級	1 課長補佐、次長及び参事補佐で相当の経験を有する者の行う職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして規則で定める職の職務 2 課長、局長(議会議務局長を除く。)、所長(保育所長を除く。)、室長、支所長及び参事の職務
6 級	1 課長、局長(議会議務局長を除く。)、所長(保育所長を除く。)、室長、支所長及び参事で相当の経験を有する者の行う職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして規則で定める職の職務 2 部長及び議会議務局長の職務
7 級	部長及び議会議務局長で相当の経験を有する者の行う職務

エ 期末手当・勤勉手当

(単位:月分)

	区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
		6月	12月			
補正後	本 年 度	1.900	2.050	3.950	有	
	国 の 制 度	1.900	2.050	3.950	有	
補正前	本 年 度	1.900	2.050	3.950	有	
	国 の 制 度	1.900	2.050	3.950	有	
比 較	本 年 度	0.000	0.000	0.000		
	国 の 制 度	0.000	0.000	0.000		

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

(単位:月分)

	区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
		支給率等	28.7875	38.955	55.86		
補正後	国 の 制 度 (支給率等)	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
	支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
補正前	国 の 制 度 (支給率等)	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
	支給率等	-1.76	-2.39	-3.42	-3.42	0.00	
比 較	国 の 制 度 (支給率等)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	自宅に係る住居手当について異なる
通勤手当	異	通勤距離区に応じた金額について異なる

